総務常任委員会

令和4年9月16日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ②齋藤 文夫
 ○溝部真紀子
 大森恒太朗

 坂口 徹
 木澤 正男
 奥村 容子

 伴 議 長

2. 理事者出席者

町 長 中西 和夫 副 町 長 加藤 惠三 教 育 長 山本 雅章 総 務 部 長 西巻 昭男 総務課長 同課長補佐 大塚 美季 仲村 佳真 同課長補佐 安全安心課長 曽谷 博一 角井 幸司 政策財政課長 真弓 啓 同課長補佐 関元 佑治 同 係 税務課長 善行 田本奈津子 福田 長 本庄 徳光 会計管理者 教育次長 安藤 晴康 教委総務課長 洋右 同課長補佐 三原 進也 松岡 生涯学習課参事 平田 政彦 同課長補佐 大野 彰彦

3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

4. 審查事項

別紙のとおり

開会(午前9時00分)

署名委員 大森委員、坂口委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日 の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、大森委員、坂口委員のお二人を指名いたします。お二人には よろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりです。

最初に、1.付託議案 (1)議案第30号 斑鳩町職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、1. 付託議案の(1) 議案第30号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくお願いします。

議案書末尾、斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(要 旨)をご覧いただけますでしょうか。今回の条例改正については、令和3年の人事 院勧告の内容に基づき、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置 として、育児休業の取得回数制限の緩和等を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

はじめに、1. 主な改正内容についてであります。(1)育児休業の取得回数制限の緩和に伴う育児休業等計画書による再度取得に係る規定の削除についてであります。現行制度下においては、育児休業の取得回数は、原則として1回までとなっておりますが、このたびの法改正により、原則として2回まで取得可能となることに伴い、育児休業の再度取得に係る特別な事情として規定している育児休業等計画書による再度取得に係る規定を削除するものであります。次に、(2)非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和についてであります。非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」に引き続き採用されないことが明らかでないことという要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に引き続き採用されないことが明らかでないことという要件を追加するものであります。次に、(3)非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化についてであります。非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月又は2歳到達日とする要件について、夫婦交替で取得する場合等の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

続きまして、2. 施行期日等についてであります。(1)施行期日についてでありますが、令和4年10月1日から施行することといたします。次に、裏面となりますが(2)経過措置についてであります。条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条及び第10条の規定の適用、これは、再度の育児休業、再度の育児短時間勤務をすることができる基準を定めた規定となりますが、これらの規定の適用については、なお従前の例によることとします。

以上、1.付託議案の(1)議案第30号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

基本的に良いほうへの改正だと思いますんで反対はしないんですけど、今まで1回やったのが2回に増えたということですけども、これは1人に対してということなんですか。それか2人産んで、3人産んでも2回しか取れないとか、そういうことなんですか。

総務課長

産まれた1人の子に対して育児休業がそれぞれ1回という形になります。そうい う考え方でございます。それが現行1回が2回になるということでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第30号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第31号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを 議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福田税務課長。

税務課長

おはようございます。それでは、1. 付託議案の(2)議案第31号 斑鳩町町 税条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

税務課長

本議案の内容につきましては、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていた

だきますので、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく お願い申しあげます。それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の条例の要旨をご覧 いただきますでしょうか。

今回の町税条例の一部改正は、令和4年度の地方税制の改正を内容とする地方税 法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたこと等に伴い、この 法律による改正内容のうち令和5年1月1日以後に施行される内容等に関し、本条 例において所要の改正を行うものであります。

それでは、1. 主な改正内容について、ご説明いたします。

はじめに、(1)個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長についてです。 所得税において、住宅ローン控除の適用期限が延長されることに伴い、所得税から 控除しきれなかった額を個人町民税から控除する特例の適用期限を、現行の令和1 5年度分から令和20年度分に、またその対象となる居住年の期限を現行の令和3 年から令和7年まで延長するなど、所要の措置を講ずるものです。施行期日は令和 5年1月1日で、この措置による減収額については、全額国費で補てんされます。

続きまして、(2)上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについてであります。上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得について、個人町民税の課税 方式を所得税と一致させるよう規定の整備等を行うものであります。

施行期日は令和6年1月1日で令和6年度分以後の個人町民税に適用されます。 最後に(3)その他法令の改正による条文整理等所要の改正となっております。 以上、議案第31号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてのご説明 とさせていただきます。委員皆さま方には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どお りご可決いただきますよう宜しくお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。木澤委員。

木澤委員

ちょっとどれくらい影響があるか教えてほしいんですけど、1番のほうやったら金額ですね、2番のほうで言うと、以前こういう方式だったということで、元に戻すというような話みたいですけど、実際には町内でいうと何人ぐらいの方に影響があるのか教えていただけますか。

税務課長 | まず、住宅ローン控除の影響についてでございます。町税への影響につきまして

は、令和4年度課税の控除額につきましては約4千万円となっており、今回の税制 改正により260万円程度控除額が少なくなると見込んでおりますが、住宅ローン 控除の影響額につきましては、全額国費で補てんされますので、歳入についての影 響はございません。次に、上場株式等の配当所得等に係る課税方式につきまして は、令和3年度の住民税におきまして、所得税と違う課税方式を選択されている方 は47人となっております。以上でございます。

木澤委員

制度が変わるということで、これまでそういう申告をしてはった方々に対しては、実績のある方というには制度の変更の周知はされるんですか。

税務課長

今回の改正につきましては、所得税においてまず改正がなされますので、確定申告においてその課税方式を選択された場合は、自動的に住民税とその方式を使うということになりますので、所得税の確定申告をされる際に選択できますので、所得税の改正の内容については国のほうでも周知されますので、特に問題はないかと考えております。

木澤委員

その時点で理解してくれはったらいいんですけど、そのまま知らんとまた住民税の申告やったり、たぶん来はるかもしれませんので、その辺の周知はよろしくお願いします。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第31号については、当委員会として満場一

致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につ いてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓政策財政課長。

政策財政 課長

それでは、議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)につき ましてご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申しあげます。

課長

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお願いいた します。はじめに、第10款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第 1目 地方特例交付金の第1節 個人住民税減収補てん特例交付金で、令和4年度 の住宅借入金等特別税額控除分に係る減収補てん特例交付金額の決定により、24 6万円の減額をさせていただくものであります。次に、第11款 地方交付税、第 1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、令和4年度の普通交付税交付額の 決定により、1億324万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負 担金の第6節 介護保険低所得者保険料軽減負担金で、令和4年度見込額が当初見 積りを上回ることなどから、34万3千円の増額をお願いするものであります。1 0ページをお願いします。第2項 国庫補助金では、第3目 衛生費国庫補助金の 第4節 感染症予防費補助金で、新型コロナウイルスワクチン予防接種の4回目接 種等を実施するにあたり、その財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業費補助金886万8千円の増額、第5目 教育費国庫補助金では、小・中 学校のトイレ改修事業が国庫補助事業として内定されたことから、第1節 小学校 費補助金で学校施設環境改善交付金286万5千円、第2節 中学校費補助金で学 校施設環境改善交付金191万円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金 で、国庫負担金と同様の理由により、第7節 介護保険低所得者保険料軽減負担金 17万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第18款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金の第4節 総務 費寄附金で、生き生きふれあいメモリアルベンチ事業にあたり、史跡中宮寺跡を設 置場所としてご寄附をいただいたことから、指定寄附金10万円の増額をお願いす るものであります。11ページをお願いします。第19款 繰入金、第1項 基金 繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、令和3年度決算剰余金を活用し、財 源不足補填のために予算化していた基金取崩を取りやめることから、1億7,15 8万円の減額をさせていただくものであります。次に、第20款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、令和3年度会計の決算剰余金の確定により、6億 4,560万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第22款 町債、第1項 町債では、令和3年度決算剰余金を活用し、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることから、第1目 総務債の第1節 地域交流館整備事業債で4,910万円の減額、第2目 民生債の第2節 認定こども園整備事業債で1,200万円の減額、第4目 土木債の第1節 道路新設改良事業債で2,930万円の減額、第3節 公営住宅長寿命化事業債で200万円の減額、第6目 教育債の第1節 健民運動場設備改修事業債で520万円の減額をさせていただくものであります。12ページをお願いたします。第2節 学校教育施設等整備事業債では、国庫補助金で申しあげた小・中学校のトイレ改修事業が国庫補助事業として内定されたことを受けまして、地方交付税措置のある町債を活用できることとなったことから、710万円の増額、第7目 臨時財政対策債では、令和4年度の発行可能額の決定により、3,580万円の減額をさせていただくものであります。以上が、歳入の補正内容であります。

13ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算の補正についてです。 はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、 歳入で申しあげました地域交流館整備事業債の減による財源振替をしております。

第3目 財政管理費では、歳入で申しあげました生き生きふれあいメモリアルベンチの設置費用として10万円の増額をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、役場庁舎の燃料費や光熱水費が当初見積りを上回ることから、あわせて345万6千円の増額、第24節積立金で、令和3年度決算剰余金を活用し、後年度の公債費負担の軽減を図るため、減債基金積立金2億2,178万5千円の増額をお願いするものです。第6目

企画費では、和のあかりと未来へのひかり事業について、令和5年度に迎える法隆寺地域の仏教建造物の世界文化遺産登録30周年に向け、法隆寺中門のライトアップなど、当初予定していた内容を拡充して行うことに伴い、第10節 需用費で60万円の増額、第12節 委託料で150万円の増額をお願いするものでございます。第10目 防犯対策費では、原油価格の高騰に伴い、自治会防犯灯の光熱水費が当初見積りを上回ることから、53万5千円の増額をお願いするものです。

次に、第2項 徴税費では、第2目 賦課徴収費で、個人住民税における配当 割・株式等譲渡所得割控除不足分の還付見込額が当初見積りを上回ることから、3 50万円の増額をお願いするものであります。

14ページをお願いいたします。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第 4目 老人憩の家運営費で、原油価格の高騰に伴い、老人憩の家の燃料費や光熱水 費が当初見積りを上回ることから、あわせまして109万9千円の増額をお願いす るものであります。第5目 医療対策費では、令和3年度の福祉医療費助成事業県 費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから260万2千円の増額をお 願いするものであります。第7目 障害福祉費では、令和3年度の自立支援給付費 国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから664万2千円の増額 をお願いするものであります。第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運 営事業費では、原油価格の高騰に伴い、ふれあい交流センターいきいきの里の光熱 水費が当初見積りを上回ることから170万8千円の増額をお願いするものです。 第9目 介護保険事業繰出費では、令和4年10月の介護保険報酬改定等に伴うシ ステム改修分として、介護保険事務費繰出金5万円の増額、歳入で申しあげました 低所得者保険料軽減負担金の令和4年度見込額が当初見積りを上回ることなどか ら、介護保険低所得者保険料軽減繰出金68万5千円の増額をお願いするものであ ります。第10目 総合保健福祉会館管理運営費では、原油価格の高騰に伴い、総 合保健福祉会館の光熱水費が当初見積りを上回ることから、166万9千円の増額 をお願いするものであります。

15ページをお願いいたします。第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、令和3年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、1,591万円の増額をお願いするものであります。また、歳入で申しあげました認定こども園整備事業債の減による財源振替をしております。第2目 保育園費では、原油価格や物価の高騰に伴い、

保育園の光熱水費や賄材料費が当初見積りを上回ることから、あわせて442万3 千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費の第1 8節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげました新型コロナウイルスワクチン予防接種の4回目接種等を実施することから、886万8千円の増額、第22節 償還金利子及び割引料で、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫 負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、3,319万8千円の増額をお願いするものであります。

第6目 火葬場費では、原油価格の高騰に伴い、火葬場の光熱水費が当初見積りを上回ることから、252万2千円の増額をお願いするものであります。

16ページをお願いいたします。第6款 商工費、第1項 商工費では、第2目 商工業振興費で、小・中学校のトイレ改修事業に歳入で申しあげました国庫補助金 及び町債を活用するため、当該事業に活用を予定していた新型コロナウイルス感染 症対応地方創生臨時交付金を生活応援券の発行事業に充当することによる財源振替 をしております。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費では、第2目 道路新設改良費で、歳入で申しあげました道路新設改良事業債の減による財源振替をしております。次に、第5項 住宅費では、第1目 住宅管理費で、歳入で申しあげました公営住宅長寿命化事業債の減による財源振替をしております。

17ページをお願いいたします。第8款 消防費、第1項 消防費では、第3目 消防施設費で、原油価格の高騰に伴い、消防コミュニティセンター等の光熱水費が 当初見積りを上回ることから、19万5千円の増額をお願いするものであります。

第5目 災害対策費では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅療養者等への生活支援事業費の増加が見込まれることから、第10節 需用費で68 万6千円、第11節 役務費で19万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、原油価格の高騰に伴い、小学校の光熱水費が当初見積りを上回ることから、729万1千円の増額をお願いするものであります。また、歳入で申しあげました小学校のトイレ改修事業に活用する学校施設環境改善交付金の増及び学校教育施設等整備事業債の増などによる財源振替をしております。第2目 教育振興費では、小学校のICT教育を展開するにあたり、活用頻度や通信量の増加に対応するため、校内通信

ネットワークを整備することから46万2千円の増額をお願いするものです。第3目 保健体育費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、小学校給食施設の光熱水費が当初見積りを上回ることから、29万7千円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、物価の高騰に伴い、小学校における給食費補助金の単価を1食あたり30円から50円に引き上げることから、304万8千円の増額をお願いするものであります。

18ページをお願いいたします。第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、原油価格の高騰に伴い、中学校の光熱水費が当初見積りを上回ることから、688万6千円の増額をお願いするものであります。また、歳入で申しあげました中学校のトイレ改修事業に活用する学校施設環境改善交付金の増及び学校教育施設等整備事業債の増などによる財源振替をしております。第3目 保健体育費では、第10節 需用費で、原油価格の高騰に伴い、中学校給食施設の光熱水費が当初見積りを上回ることから、38万円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、物価の高騰に伴い、中学校における給食費補助金の単価を1食あたり30円から50円に引き上げることから、139万6千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、原油価格の高騰に伴い、幼稚園の光熱水費が当初見積りを上回ることから、109万2千円の増額をお願いするものであります。

19ページをお願いいたします。第5項 社会教育費では、第2目 公民館費で、原油価格の高騰に伴い、公民館の光熱水費が当初見積りを上回ることから、148万9千円の増額をお願いするものであります。第6目 文化財活用センター管理運営費では、原油価格の高騰に伴い、文化財活用センターの光熱水費が当初見積りを上回ることから、45万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 保健体育費では、第2目 健民運動場費で、歳入で申しあげました健民運動場設備改修事業債の減による財源振替をしております。第4目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、原油価格の高騰に伴い、スポーツセンターの光熱水費が当初見積りを上回ることから、186万7千円の増額をお願いするものであります。

20ページをお願いいたします。最後に、第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、今回の補正から生じた財源1億2, 617万8千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 地方債補 正についてであります。歳入で申しあげましたとおり、学校教育施設等整備事業 で、小・中学校のトイレ改修事業に要する費用の財源として、限度額710万円の 追加、道路新設改良事業で、地方交付税措置のない町債の借入れを見送ることか ら、限度額を3,510万円から580万円へ減額する変更、臨時財政対策で、令 和4年度の発行可能額の決定により、限度額を1億4,810万円から1億1,2 30万円に減額する変更を行っております。5ページにお移りいただきまして、地 域交流館整備事業ほか3事業で、前年度繰越金を活用し、地方交付税措置のない町 債の借入れを見送ることから、それぞれ廃止を行っております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。 予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政 課長 以上で、議案第33号 令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号) につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしますが、さきに開催されました建設水 道常任委員会、厚生常任委員会で、所管に関する内容については説明されておりま すことを申し添えておきます。

木澤委員。

木澤委員

今回6億4千万円繰越金があるということで、基金のほうに積んでいくというのはわかるんですけど、予備費に1億2千万円増額補正するというのは、これはなんでこういうやり方をしはるんですか。担当課に聞くと、これまでもそうしていましたよという話だったんですけど、ちょっとその理由教えていただけますか。

政策財政 課長

今後の予測できな支出に一定対応できるということもございますし、それから過去の財務事情を考えていただきますと、一般会計だけでなくて、すべての会計、連結して考えないと、というところで、一定額どうしても国保のほうでも赤字を抱え

ている状況もございますので、一定こういった形で留保しておかないと全体として 赤字になる可能性もでてくるというところもありますので、今回につきましてもこ のような形でやってます。この水準につきましては、今回補正後で1億5千万ほど ですけれども、昨年で3億730万8千円、その前で2億6,850万5千円、そ の前でも2億1,378万3千円ということで、例年よりは1億円以上少ない状況 ではございます。以上です。

木澤委員

国保の累積赤字が6,600万円ぐらいでしたかね、残ってますんで、連結で赤字になってしまうのは、まだ解消はされてないと思うんでわからんでもないんですけど、今年減らしたということですけど、去年やったら3億とか2億とか、本当にいるのかなというのがありますんで、どういう処理の仕方が正しいのかっていうのは、ちょっとやっぱり私も理解しておく必要があるのかなと思いましたんで。

委員長

西巻総務部長。

総務部長

今回の場合ですと、財政調整基金の繰り入れも全額おとしておりますんで、本来でしたら財調のほうまだ残っていれば繰り入れしますよっていう状態でしたらそこで調整することができるんですけども、今回、財調はほぼゼロの状況まできておりまして、本来でしたら財調に積み立てるか、何か他の基金に積み立てるかいうことなんですけども、いったんは予算の繰り越しをさせていただくか、一旦決算を打った段階で、今回みたいに2億円、今後の公債費負担のために積みましょうとか、財調のほうに積みましょうとか、議論させていただいて現在やっておりますんで、そういった形の運用をさせていただいているとお考えいただければと思います。

木澤委員

気になったのは、必要があればその時にきちっと補正予算を組んでいくということで、予備費のほうで積んでいくというのはどうなのかなとちょっと思いましたので、はい、結構です。

委員長

ほかにございませんか。

伴議長。

議長

今回、補正予算を見せていただいて、どのページにも光熱費が原油価格の高騰によって上がる、もうその通りだと思います。これ予定していなかった円安、またいろいろ油の関係が上がってきているというのはよくわかるんですけども、またこれ施設によっていろいろイメージと違う金額、こうやってんなと、公民館と体育館こうやってんなというのがよくわかる形ですけど、教えてほしいのは、このタイミングで補正を組まれる、普通民間の企業会計であったらその都度その都度見合わせて調整していくようなことがあるんですけど、ぽんと、これは来年の3月っていいますか、そのあたりまで見越したかたちで補正を組まれているのか、今までの穴埋めって言いますか、表現悪いですけど、いう形で補正されたのか、ちょっとそのあたり教えていただきたいんですけど。

委員長

真弓政策財政課長。

政策財政 課長

各施設、年度末までの、今ある情報の中で予測を立てたうえで、年間分として補正をしております。ただし、現在の状況、ご承知の通りまだちょっと状況のほうがどんどん変わってきている、今まで上限があった料金設定でさえ、この上限を撤廃するというような動きもございますので、まだこの辺りは情報に注視いたしまして、必要であれば、12月以降でも補正する可能性もあるということでご理解いただければと思います。

議長

よくわかりました。もうひとつ教えてほしいのは、このタイミングというのがだいたい通例なんか、たまたまこの年は非常に読みづらいというか、ここでやっとかあかんというのを見通してやられるのか、そのところだけお願いします。

政策財政 課長

いつもは12月程度で見越していくんですが、そこまでに資金ショートを起こす 可能性も出てきましたので、今回もこのタイミングでさせていただいております。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することに ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2.継続審査、(1)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及 び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。

平田生涯学習課参事。

生涯学習 課参事

それでは、2.継続審査 (1)斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回も総務常任委員会でご報告しました秋季特別展、若草伽藍の壁画展、古代寺院の荘厳の関連行事として、11月5日の午後1時30分より、斑鳩町中央公民館大ホールにて、元近畿大学教授の大脇潔氏による寺院の荘厳をテーマとした歴史講演会の開催を計画しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして、定員は100名とし、参加者については事前に先着順による募集を行うこととしております。なお、当講演会につきましては、展示会と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上での開催とし、今後の新型コロナウイルス感染状況を注視しながら、適正に判断してまいりたいと考えております。

次に、史跡藤ノ木古墳秋季石室特別公開についてであります。前回の総務常任委員会でご報告しました斑鳩町観光協会との共催で9月25日に開催します、斑鳩の里 史跡藤ノ木古墳石室特別公開、インスタグラムライブとは別に、今年度の秋季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の措置を講じた上で、3年ぶりに実施いたします。実施にあたりましては、事前申し込みによる人数の制限を行った上で、石室内での解説は行わずに石室の外で全体説明を行うなど見学の方法の変更をはかりまして、11月12日と13日での2日間の開催を計画しております。

次に、奈良大学と共同で実施していました極楽寺墓地内に所在する通称、鏡塚等の測量調査につきましては、8月23日(火)をもって無事に終了しております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。

どうぞよろしくお願い申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

奈良大学と共同でやっていただいている発掘調査ですけども、斑鳩町内で調査しようと思ったら、なんぼでもいっぱいいろんなところあると思うんですけど、計画っていうんですかね、だいたいどれぐらいをめどにどういう形で進めていこうとしているのか、教えてもらえますか。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習課参事

奈良大学との共同調査につきましては、奈良大学さんのほうで調査の測量するという古墳をあらかじめピックアップされまして、それについてうちの町のほうで、実際測量調査を実施可能なのかどうかというのを情報を伝えて、そしてまた奈良大学に検討してもらっている状態でございます。発掘調査の計画とかにつきましては、まず測量調査をしてない古墳をいきなり発掘調査するいうことは、うちのほうでもそれはしないということにしておりますので、まず測量調査をどのようにしていくかということで、計画していただいているところでございます。現在10年ほど使く測量調査を進めていただいた中で、現在、測量調査をして1年ないしは2年、3年あたりで発掘調査に移行するという状況で現在続けていただいているところでございます。

木澤委員

奈良大学さんのほうで、どこどこをしたいと提案されるということですけど、それはまあもうすでにこことこことここという形で出していただいてて、その計画に沿っていっているのか、それか1つが終わったらまた次が出てくるという形にしているのか、どういう形なんでしょうか。

生涯学習

課参事

おおまかなところでの打合せは口頭で行っておりますけども、例えば測量調査につきまして、その年度に終わることもあれば、翌年に繰り越すこともございますので、そのあたりも勘案しながら実施できたものから今後の発掘調査についての協議に、こちらのほうも相談にのっているという形でございます。

木澤委員

そうすると基本的にはこれずっと続いていきますって認識しておいたほうがいい んですかね。

生涯学習 課参事

終わりについて、ただいまの状況で奈良大学と具体的に協議したことはございませんけども、もちろん先ほどから申しておりますように、測量する、もう古墳が無くなるとか、もしくは発掘調査が可能な古墳が斑鳩町内で探しにくいということがあれば、奈良大学の先生の研究のフィールドといいますか、領域からはちょっと対象として外れていくので、その時点での調査終了ということになるかと考えます。

木澤委員

別に悪いって言っているわけではないですからね。やっていただくのは全然構いませんので。ちょっと気になりましたんで。

委員長

坂口委員。

坂口委員

藤ノ木古墳、3年ぶりに公開するということですけど、大変ありがたいことですけど、人数を募集するということですけど、募集方法はどのような形でされるのかちょっとお聞きします。

委員長

平田生涯学習課参事。

生涯学習

課参事

申し込みにつきましては、現在町内で詳細な部分について検討しているところでございますけれども、現在考えている申し込みとしましては、先ほど申しました事前申し込みという形にしますので、ある開始時期を斑鳩町の広報紙の10月号お知らせ版を想定しておりますけども、まちのホームページ、フェイスブック等のSNS、斑鳩町観光協会のホームページなどより広く告知しまして、そのあたりの開始

時期を明示していきたいと考えております。そして具体的に申し込みにつきましては、先ほど申しましたように、先着順ということを一応、今想定しておりますので、申し込み方法につきましては、電話のみで申し込みまして、30分刻みの見学希望時間枠を決めまして、それが埋まり次第その枠の受付を終了していくということをしまして、当選者につきましては、はがきによる通知を行ってまいりたいと考えております。そのはがきには詳細ないろんなデータを名前等もですね、そういった情報も書いていただくような方法を考えているところでございます。

坂口委員

例年ですと、通りがかったんでちょっと見ていこうかという方も結構おられたようなんですけど、もうそういう方は完全に排除するのかそのへんはどうですか。

生涯学習 課参事

先ほど申しましたように、今回は新型コロナウイルス感染拡大が、感染が拡大しないように、防止しながらの措置を講じるという形での開催を考えております。今後、また今回行ったうえで、そういったところもまた変更することもあるかもしれませんけども、今回につきましては、庁内でいろいろ考えた中で、今回事前申し込みによる限定的なところでの一定の担保を取ったところで、開催していくことが妥当だということに結論に達しましたので、そのようなやり方をさせていただくところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。 次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 個人情報保護制度の見直しに伴う本町の対応方針について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、3. 各課報告事項の(1) 個人情報保護制度の見直しに伴う本町の対応方針についてご説明を申しあげます。

資料番号1の、個人情報保護制度の見直しに伴う本町の対応方針についてという 標題の資料をご覧いただけますでしょうか。

1、地方公共団体における個人情報保護制度の改正の概要についてであります。 国におきましては、令和3年5月12日に個人情報保護法の改正を含む一括法が可 決成立し、個人情報保護法の改正内容のうち、地方公共団体に適用される規律の規 定につきましては、令和5年4月1日から施行されることとなっております。この 改正によりまして、現在、各地方公共団体の条例により規定しております個人情報 保護制度が、改正個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールに移行し、全体の所 管といたましても、国の個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

個人情報保護法の改正内容のうち、地方公共団体に適用される規律の主な内容についてでありますが、はじめに、①定義の一元化についてであります。個人情報の定義について、国、民間部門と同じ規律が適用されることとなります。次に、②個人情報の取扱いについてであります。利用及び提供の制限等、個人情報の取扱いについて、国と同じ規律が適用されることとなります。次に、③自己情報の開示、請求及び利用停止の請求についてであります。自己情報の開示の請求権や要件、手続は、主要な部分が改正個人情報保護法で規定されることとなります。

次に、④匿名加工情報の提供制度の導入についてであります。匿名加工情報とは、個人情報について、特定の個人を識別することができなくなるように、個人情報に含まれる氏名、生年月日などの一部の情報を削除することにより、特定の個人を識別できないように加工して得られる情報で、この情報を復元して、再び特定の個人を再識別することができないようにしたものとなります。改正個人情報保護法におきましては、匿名加工情報の提供制度として、行政機関等は、それぞれの機関が保有する個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、匿名加工情報に関する提案を募集しなければならないという義務規定が設けられています。この匿名加工情報の提供制度について、国と同じ規律が適用されることとなります。ただし、匿名加工情報の提供制度は、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体におきましては、義務規定ではなく、任意規定とされております。

次に、⑤地方公共団体が条例で定める保護措置についてであります。地方公共団体における個人情報の保護措置につきましても、改正個人情報保護法の規定が適用されることとなりますが、条例により独自の保護措置を規定することが可能となっております。なお、その保護措置を定めた場合は、個人情報保護委員会への届出を

要することとなっております。

裏面をご覧いただけますでしょうか。2、本町における今後の対応方針についてであります。本町の個人情報保護に関する規定につきましては、現行、斑鳩町個人情報保護条例において定めているところです。今回の個人情報保護法の改正により、個人情報の定義や取扱い、自己情報の開示手続き等の規定は、改正個人情報保護法へ一元化されることとなりますことに伴い、斑鳩町個人情報保護条例につきましては廃止する方針としております。また、改正個人情報保護法において、条例に委任されております、自己情報の開示手続きに係る手数料の額等につきましては、新たに斑鳩町個人情報保護法施行条例を制定し、定めていく方針としております。

次に、斑鳩町個人情報保護審査会につきましては、自己情報の開示決定等に対する審査請求に係る諮問機関といたしまして、現行、斑鳩町個人情報保護条例におきまして、その設置運営に関し、規定しているところでありますが、斑鳩町個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに、斑鳩町個人情報保護審査会条例を制定し、その設置運営に関し、定めていく方針としております。

さらに、関連する条例の改正といたしまして、自己情報の開示決定に係る開示基準につきましても、改正個人情報保護法で定める開示基準に一元化されることから、本町の公文書の開示請求に係る開示基準との整合性を図るために、斑鳩町公文書の開示に関する条例の一部改正を行っていく方針としております。

なお、これらの条例の制定、改廃案につきましては、改正個人情報保護法の施行 日にあわせ、令和5年4月1日から施行することといたしまして、本年12月の町 議会定例会に上程させていただく予定としております。

以上で、3. 各課報告事項の(1)個人情報保護制度の見直しに伴う本町の対応 方針についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 溝部委員。

溝部委員

現在、議会運営委員会では、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応について審議しておりまして、9月21日の議会運営委員会では、開示請求に係る費用負担、審査請求があったとき等の諮問先、罰則規定の3つの検討事項について、斑鳩町議会としての方向性を出す予定になっております。

町の条例との整合性も求められますので、これらの3つの検討事項について、現 時点の町の考え方をお聞かせください。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

現時点での町の考え方ということでお願いしたいんですけども、はじめに、開示請求に係る費用負担についてでありますが、現在の斑鳩町個人情報保護条例における自己情報の開示請求手続きにおきましては、手数料は求めておらず、開示する文書のコピー代や、郵送料などの実費が発生する場合、その実費負担を請求者に求めている状況でありますことから、今後、新たに制定する施行条例においても、同様の対応を行っていく方針としております。

次に、審査請求があったときの諮問先についてでありますが、現在と同様に、斑鳩町個人情報保護審査会を設置し、諮問を行っていく方針としておりまして、制度上、議会に対し審査請求があった際には、本審査会に対し同様に諮問していただくことも可能となっております。次に、罰則規定についてでありますが、改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以後に、町職員が正当な理由がなく第三者に個人情報ファイルを提供した場合などに際しましては、改正個人情報保護法に定める罰則が適用されることとなります。以上でございます。

委員長

ほかにございませんか。木澤委員。

木澤委員

また12月の定例会にも上程されるということで、その時にも細かい説明があるかなと思うんですけど、ちょっと1番の定義の一元化のところで、国、民間部門と同じ規律を適用ということですけど、これまではどういうふうだったんですか。

委員長

仲村総務課長。

総務課長

地方公共団体におきましては、それぞれの条例においてということになりますので、斑鳩町の個人情報につきましては、斑鳩町の個人情報保護条例でその定義を定めております。それ以外の民間部門におきましては、国の個人情報保護法が適用されておって、それぞれその定義が異なっているという状況でございます。

木澤委員

わかりました。あと具体的に開示請求というのと、今まで選挙人名簿の閲覧とい うのがあったけど、それには影響してくるんですかね。具体的によくわからないの で、思いついたのがそれなんですけど。

総務課長

自己情報の開示手続きにつきましては、本町の個人情報保護条例でも既にその制度が定められておりますので、その根拠が今後は改正個人情報保護法に基づく根拠になるということでございます。また、選挙人名簿の閲覧につきましては、別の制度で定められているところでございますので、その運用によるというところで、今回の改正によりまして、特段その取り扱いが変わるというものではございません。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

次に、(2)移動町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 本庄教育次長。

教育次長

おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、各課報告事項 (2)移動町民プールの利用状況等について、移動町民プールの利用人数等の状況、また、利用した児童にアンケートを実施いたしましたので、その結果について、ご報告させていただきます。

資料2-1をお願いします。まず、移動町民プールの実施状況についてでございます。移動町民プールの実施期間として、7月21日、木曜日から8月19日、金曜日の間の、平日21日間について実施いたしました。各小学校の実施期間は、斑鳩西小学校が7月21日から7月29日まで、斑鳩東小学校が8月1日から8月9日まで、斑鳩小学校が8月10日から8月19日までとし、午前の部と午後の部の2部制で実施をしております。また、実施にあたりましては、感染症対策として、午前の部、午後の部、それぞれ50人の定員を設けますとともに、事前申込制としたところでございます。さらに、安全対策として、各校平日7日間のうち、前半の3日と4日目の午前は高学年を対象とし、4日目の午後と後半の3日については、

低学年を対象として、プールの水位を下げて実施いたしました。また、低学年実施 時には、保護者の付き添いをお願いさせていただいたところでございます。

実施中には、大きな事故やケガもなく、無事に終了することができましたこと を、まず、はじめに報告させていだたきます。

それでは、利用状況について説明いたします。資料1ページの上の表、利用人数についてでございます。はじめに、斑鳩西小学校の利用者数は、高学年は、児童が133人、同伴者が1人の合計134人、低学年は、児童が17人、同伴者が17人の合計34人となっております。高学年と低学年をあわせた合計は、児童が150人、同伴者が18人の合計168人の利用がございました。次に、斑鳩東小学校でございます。高学年は、児童が89人、同伴者が5人の合計94人、低学年は、児童が22人、同伴者が18人の合計40人となっております。高学年と低学年を合わせた合計は、児童が111人、同伴者が23人の合計134人の利用がございました。斑鳩小学校でございます。高学年は、児童のみ52人の利用となっております。また、低学年は、児童が24人、同伴者が18人の合計42人で、高学年と低学年を合わせた合計は、児童が76人、同伴者が18人の合計94人の利用がございました。3校合わせた利用人数は、高学年は、児童が274人、同伴者が6人の合計280人、低学年は、児童が63人、同伴者が53人の合計116人、高学年と低学年を合わせた3校合計の利用者数は、児童が337人、同伴者が59名の合計396人となっております。

次に、その下の、2.1日当りの利用者数でございます。こちらは上の表の人数をから日当たりの平均人数を算出したもので、高学年と低学年を合わせた合計で申しますと、斑鳩西小学校は、1日当たり、児童が21.4人、同伴者が2.6人の合わせて24.0人の利用となっております。また、斑鳩東小学校は、1日当たり、児童が15.9人、同伴者が3.3人の合わせて19.1人、斑鳩小学校は、1日当たり、児童が10.9人、同伴者が2.6人の、合わせて13.4人の利用となっており、3校合わせた1日当たりの利用者数は、児童が16.0人、同伴者が2.8人の合わせて18.9人の利用となっております。

資料2枚目、2ページをお願いをいたします。上のグラフでございます。3.学校別利用状況として、学校別の高学年と低学年に分けた児童数、右側には、1日あたりの児童数を示しております。学校別の利用者数では、夏休み当初の斑鳩西小学校の利用者が最も多く、斑鳩東小学校、斑鳩小学校と後ろの時期になるほど、利用

者数が減少しております。また、高学年に比べ低学年の利用が少ない状況となっておりますが、低学年の利用の際には、保護者の方の付き添いを必要とさせていただきましたので、猛暑の中での見守りを敬遠されたこと、また平日のみの実施でございますので、仕事の関係など保護者の方の付き添いが難しかったこと等が、要因ではないかと考えているところでございます。下の表は、4.時間帯別利用状況として、学校別の午前の部と午後の部のそれぞれの児童数、右側には、1日当たり児童数を示しております。お盆の時期に重なった斑鳩小学校を除き、午前より午後の部の利用が少ない状況となっております。連日、猛暑が続き、特に児童のみで利用可能な高学年において、午後からの気温の上昇による熱中症等をご心配されての結果とこのように考えております。以上が利用状況となっております。

続いて、アンケート調査の結果についてご報告を申しあげます。資料2-2をお 願いします。こちらは、移動町民プールを利用した児童に対してアンケート調査を 実施をいたしまして、また、同伴者の方には、児童のアンケートを手伝っていただ く形で、一部ご意見を頂戴しております。まず、設問1でございますが、利用した 児童の学年は4年生が最も多くなっており、次いで、5年生、6年生となっており ます。また、男女別では、男子が6割、女子が4割の利用となっております。設問 2では、誰と来たかを尋ねております。高学年の児童が多く利用したことから、友 達と来たと答えた児童が半数を超えております。2ページをお願いします。次に設 問3は、移動町民プールを利用しようと思った理由について、尋ねております。夏 場に水遊びができるが最も多く、次いで、泳ぎの練習ができる、無料で利用でき る、学校のプールが利用できる等の順となっております。次の設問4は、移動町民 プールを利用した満足度を尋ねております。満足、やや満足が、合わせて97%と なっております。3ページでございます。設問5として、今後も移動町民プールを 利用したいかについて尋ねたところ、ぜひ利用したい、利用したいが、合わせて9 6%となっております。設問6は、児童、また同伴者の方にも、移動町民プールつ いて意見等を伺っており、資料の最後に整理しております。

設問7は、町民プールの利用の有無について尋ねております。利用したことがあるが78%、利用したことがないが22%となっております。4ページをお願いします。設問8では、本町以外のプールの利用状況について尋ねております。隣接する県営のプールや、三郷町のウォーターパークなどを利用されているといった結果となっております。最後に、先程申しあげました設問6の移動町民プールに対する

自由意見につきまして、5ページにかけまして、児童と同伴者に分けて、また学校 ごとに整理しております。また6ページは、アンケート調査票となっておりますの で、確認いただければこのように思います。

以上、移動町民プールの利用状況等についての報告とさせていただきます。

なお、次年度以降の対応等にきましては、今回の利用状況やアンケート調査結果 をさらに検証したうえで、検討してまいりたいと考えております。

何卒、ご理解賜りますようお願いを申しあげます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今後の方向性についてはこれから検討しますということで、今回結果を報告いただいたわけですけども、いろんな声はあると思うんですけど、もともと町民プールに配置していたような人員で、それぞれの各学校に持っていってということですけども、その体制ですね。体制は町民プールと、予算と、やっていた予算と同じ人員、経費で実施されたというふうに理解しておいていいんですかね。金額もわかればだいたいで結構ですので。

委員長

本庄教育次長。

教育次長

プールの状況等からいたしまして、看護師含めまして合計8人ということで、これまでの町民プールとほぼ同様の対策を講じさせていただいております。また、かかりました経費でございます。今申しあげました監視業務委託を含めまして、消耗品、これ薬剤等になります、あとAEDの使用料、これもともと町民プールで契約していたものをそのまま学校に持って行って利用しております。また一部学校におきましては、プールの水の入れ替え等もしておりますので、水道料金、そして監視業務委託いうことで、合計で約270万程度の経費が移動町民プールの経費としてかかっているという状況でございます。

木澤委員

3年度の決算の審査させていただいたときに、町民プール開催しなくても170 万円ぐらいでしたかね、かかるっていってましたけど、今年度、予算計上はどうい う形でされていましたか。

教育次長

決算審査特別委員会でも一部ご答弁をさせていただいております。令和4年の3月末をもって電気等々の契約を切っております。令和4年度の予算といたしましては、この移動町民プールの関係にプラスをいたしまして従前の町民プールでいいますと周辺の草刈り業務を約39万円程度になりますけれども、それだけを計上しているというところです。なお、今年度の最終的な従前の町民プールの維持管理にかかります執行見込みといたしましては、ただいま申しあげました草刈り業務の39万円を含めまして約49万円、その他にかかっておりますのが、建物の火災保険料と、一部3月末に契約を解除はしておりますけれども、4月にわたりまして電気料金等がかかっておりますので、これらを含めて49万円程度の今年度は維持管理費用としての執行額を見込んでおります。次年度以降の執行額につきましては、次年度以降といいますか、このままの継続をいたしますと、草刈り業務以外にかかってくる維持管理経費としましては火災保険料の約5万円程度、それだけが既存の町民プールのかかってくる経費ということで現在確認をしているところでございます。

木澤委員

最初に言っていただいた270万円は、人件費以外の経費も込みですか。

教育次長

その通りでございます。

木澤委員

これ感想チラッとしか見てないんですけど、喜んでいただいているようなことだなというふうに思いますので、開催されたこと自体はよかったのかなというふうに思います。以前から私は意見を申しあげてました、町民プールを今度どうしていくのかということについて、決算審査特別委員会の中でもきちっと資料で数値等も示していただいて、いろんな角度から検討していくことも必要だというふうに申しあげてましたので、一般質問だったかな、大森委員からも早期に判断すべきだという意見が出ていたんですけど、私は慎重にきちっと判断していく必要があるなと思っていまして、今後、町の考え方も整理していただいて、示していただいた上で議論していこうと思ってますけど、議論の進め方っていうんですかね、どういう時期にどういうふうにってそのへんのスケジュール的なものをどういうふうに考えてはるのかちょっと聞かせていただけますかね。

教育次長

町民プールの今後の運営に関するご質問です。こちらに関しましては、今、木澤委員がおっしゃっていただいておりますように、きちっとした資料も揃えつつということで、あとは一般質問の答弁等でも申しあげておりますけれども、今回の移動町民プール、あるいはその他の代替事業といいますか、近隣のプールを使ったような形での水と親しむ機会の確保ということも十分に代替事業の関係についても検証、実施、検討を行いながら統合的に判断をしていけたらと、このように思っておりまして、今、現時点で具体的な町民プールの存続等々に関する取り扱いのスケジュールは持っているわけではないということでよろしくお願いいたします。

木澤委員

わかりました。十分検討していきたいので、その辺はお願いしておきたいのと、現時点では、私は町民プール廃止することについては反対だというふうに思ってますので、あと以前から言っていた、あと保育園とか幼稚園をどうするのかということも、当時教育長、実際に保育園、幼稚園でも移動町民プールみたいな形でということも構想をおっしゃっていましたので、それまた次年度でどうされるのかということも検討していただきたいですし、今回やっていただいて、やはり平日働いておられる方、低学年の方とか行けないという声を聞きましたんで、そういう方の対応についてもどうするのか、いろいろ検討が必要だと思いますので、代替案になるのかということも、きちっと見極めていかないといけないと思いますので、そのことは議会にもきちっと提案、整理していただきますようにお願いをしておきます。

委員長

報告が終わりました。

質疑がないようですので、ここで、10時30分まで休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開します。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

曾谷安全安心課長。

安全安心 課長

おはようございます。1点目は、第29回奈良県消防操法大会出場についてです。去る8月20日、かしはら安全パークで行われた、第29回奈良県消防操法大会に、生駒南支部代表として、本町消防団がポンプ車操法の部に出場させていただきました。結団式、訓練激励式及び審査直後の審査報告会には、議長様、総務常任委員会委員長様にご臨席をいただき、また激励並びに慰労のお言葉も賜り、誠にありがとうございました。さて、大会結果でございますが、優勝は、葛城市消防団、準優勝は、明日香村消防団という結果でした。本町消防団は、惜しくも、入賞することはできませんでしたが、出場選手は、長期間にわたる訓練の成果を十分に発揮し、選手全員が一丸となり、訓練で習得した技術すべてを出した大会であったと考えております。また、長期間にわたり、訓練を重ねてきた出場選手全員の操法技術、出場選手の訓練を支えてこられた本町消防団員、そして、訓練をご指導いただきました奈良県広域消防組合西和消防署東分署教官とのチームワークは、今後の消防団活動に生かせるものと考えております。

以上、第29回奈良県消防操法大会出場についての報告とさせていただきます。 続きまして、2点目、令和4年度校区別防災訓練の実施についてであります。

令和4年度校区別防災訓練につきまして、11月13日日曜日、午前10時から 斑鳩町中央公民館において実施を予定しております。本年度は、土砂災害を想定し た内容の訓練を予定しています。大ホールにて、奈良県防災士会による土砂災害に まつわる講演、そして自主防災組織の設立に向けたとりくみ、既存自主防災組織の 相互連携をはかるための連絡会の立ち上げなどについて説明を行うこととしていま す。また、正面玄関前の駐車場において、本年7月に協定締結した、災害時の避難 所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定に基づく防災 訓練として、外部給電可能な車両の展示や給電デモンストレーション、奈良県広域 消防組合西和消防署、本町消防団による消防車両、はしご車、消防ポンプ車の展 示、土砂災害を想定した実技訓練等を予定しています。

さらに、奈良県防災航空隊との連携訓練として、消防防災へリコプターによる上 空偵察訓練、状況調査通信訓練を予定しています。

以上、令和4年度校区別防災訓練の実施についての報告とさせていただきます。 続きまして、3点目、デジタル防災行政無線システム整備工事の進捗状況につい てであります。契約締結後すみやかに、本町において防災行政無線局を構築するた め、総務省近畿総合通信局に対しまして、免許申請の協議を開始し、去る8月18 日に周波数の内示があり、本免許交付に向けて、協議を進めているところです。あ わせまして機器製作にも着手しており、新型コロナウイルスの感染拡大をはじめと する半導体不足等が懸念されているところでございますが、現在のところ機器等調 達ができる見込みであり、今年度末までの竣工に向け、工事を進めております。

また、地元調整といたしまして、既存の放送設備周辺自治会及び新設予定の自治会に対して訪問説明を進めており、今月末を目途に対象自治会への訪問による説明を完了したいと考えています。現在のところ、対象自治会への説明を行う中では、特別なご意見はいただいておりません。また、具体的な設置工事の日程が決まりましたら、対象自治会には工事日程等の詳細を個々にお知らせし、付近住民の皆さまの安全対策を講じながら、設置工事を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、デジタル防災行政無線整備工事の進捗状況についての報告とさせていただきます。以上、安全安心課からの報告とさせていただきます。

委員長

松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長

教育委員会事務局総務課から1点ございます。斑鳩南中学校ほけんだより9月号 の一部内容の訂正についてでございます。去る9月1日に、斑鳩南中学校におい て、学校トイレの個室に生理用品が配置され、同日に配布された同校ほけんだより により、その告知がなされたところでありましたが、翌日、その内容に誤りがあっ たとして、訂正する旨の文書が生徒を通じご家庭に配布され、従前のとおり、保健 室等にて生理用品を受け取ることとしたものでございます。学校トイレの個室に生 理用品を配置することとなった経緯としましては、学校において、生徒の利便性に 重点を置いた独自の判断により行ったものでございました。このことにつきまして は、今年度着任いたしました校長が、生理の貧困対策に係るこれまでの議論の経過 や町の方針を承知していなかったことによるものでございます。改めまして、当教 育委員会から同校校長に対しまして、これまで示してきた施策の趣旨を説明したと ころ、校長はこれを理解したうえで、今般の学校トイレにおける生理用品の配置を 行ったことが、町の方針や目的に合致しないものであると判断いたしまして、翌9 月2日にほけんだよりの内容を訂正することを決定し、訂正文書の配布を行うに 至ったものです。このことにより、生徒及び保護者の皆様に対しまして、混乱を招 くこととなりましたことにつきましては、教育委員会といたしましても、深くお詫 びを申しあげるものであります。また、教育委員会と学校との間で、認識及び情報 が共有されていなかったことにつきましては、しっかりと反省点として受け止めて いるところでございます。今後、学校との情報共有の体制を再度整え、徹底してま いりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、教育委員会事務局総務課からのご報告とさせていただきます。

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員

2点目に報告いただいた校区別防災訓練ですね、校区別とおっしゃったんで、学校区に分けるのかなと思ったら、そういうわけではないんですね。町全体でやるということで、校区というのは、どういう意味なんでしょうか。

委員長

曽谷安全安心課長。

安全安心 課長 令和4年度につきましては、2年ぶりに防災訓練を新型コロナの関係で訓練が今までできてなかったというところで、11月13日に実施をさせていただくこととしておりますが、次年度以降につきましては、以前に地区別といいますか、それぞの小学校区ごとに訓練を実施をさせていただいておりまして、次年度以降につきましても小学校校区の、来年は東小学校、その次は西という形で校区別での訓練を再開をさせていただいて、またテーマ性をもった訓練実施させていただくということで、仮称といいますか、今、校区別訓練というふうに申しあげましたが、また次年度以降につなげるという意味で名称をつけさせていただいたということで、お願いいたしたいと思います。

木澤委員

校区別やけど合同でやるということですね、わかりました。

委員長

伴議長。

議長

今、聞くと今年は感染対策ということがあるのでというんで校区という名前だけ つけるけどというようなこと、そやけど全体でやるんやったらよけい人が集まるの とちがうの。ちょっとそのへんが理解できてへんねんけど、もっと細分するんやったらわかるんやけど、全体で今年やるというのは、それはどういうようなやり方を しようとしているのかちょっと教えてください。

委員長

曽谷安全安心課長。

安全安心 課長 まず大ホールにつきましては、一応募集を広報等では周知をさせていただくことになりますが、屋内での大ホールの講演会等につきましては、自主防災組織さんが30ございまして、そちらのほうの方に対して、ご案内をさせていただくこととしております。また、人数につきましては、ある程度の人数を絞ってご案内させていただくなかで、大ホールでの座学による訓練。屋外につきましては、限られた場所、北側の駐車場になりますけども、そちらのほうで来場者がどれだけ来ていただけるかっていうところはなかなか不明なところはありますが、そちらにつきましては、感染対策、密にならないような形で、入場を確認しながら、車両の展示であるとか、子どもさんを来ていただいた対象として防火衣の写真撮影などを、正面玄関の駐車のところで実施を行ってまいりたいというふうに考えております。

委員長

ほかにございませんか。木澤委員。

木澤委員

そしたら保健だよりの件についてお尋ねしたいんですけども、課長のほうから報告ありましたけども、これ学校のほうで自主的に発行されたということでしょうけど、誰がどのように作られたのか、もう一回確認させていただきたい。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務課長

保健だよりにつきましては、養護教諭と学校長のほうで点検をされながら作成されたと伺っているところでございます。

木澤委員

その間の経緯を知らなかってというようにおっしゃいましたけど、養護教諭の先生と学校長が現場の判断として利便性の向上ということで女子トイレ、2階の女子トイレですね、に設置をしたということで、それに対して教育委員会はどういう対

応をされたんでしょうか。

教委総務 課長

今回、訂正に至った経過といたしましては、学校から、配置されたことを我々聞かせていただいて、ただちに教育委員会から校長に対してこれまでの議論であったり、町の方針の確認をさせていただいた。そうするとそれを承知していなかったということがわかりましたので、改めて町がなぜ個室に置いていないのか、このあたりをしっかり目的をもって説明をしたうえで校長が理解をした。訂正をさせていただくという決定をしたものでございます。

木澤委員

教育長にお聞きしたいんですけど、これ学校のほうでそっちのほうが利便性があるということでされましたけど、それは教育委員会がだめだと言って訂正をさせたんでしょうか。

委員長

山本教育長。

教育長

このご質問なんですけど、今、利便性という話がありました。一番最初に話をさ せてもらったのが、利便性を求めてはいないという話をさせていただきました。も ともと町の教育委員会としては、委員お述べのように、先の一般質問でも議員のほ うから話がございましたように、トイレに生理用品を置くということに対して、教 育委員会としてまったく異論はございません。これはだめだとか、おかしいとかい う発想は全く持っておりません。利便性という意味では効果のある方法だと認識し ています。ただ、ご理解いただきたいのは、今、子どもたちを取り巻く環境という のが不透明であると言われているように、本当に見えてこない、例えば何が見えて こないかといいますと、いじめであったりとか、不登校であったり、DVであった り、デートDV、そういったものであったり、それと深刻なところでは自傷行為、 自殺に至る、ヤングケアラーの問題、様々な問題が先生方抱えているんですけど も、それが不透明化してきています。学校の教員が動けば動くほど不透明化してい くというところもございますので、こういった生理の貧困で生理用品がもらえない というお子さんの家庭的背景を見たら、やはり虐待とか、ヤングケアラーとか自傷 行為とか、そういったことがさまざま持っているのでないかということが、こちら としては懸念するんです。そういったところで子どもたちの声なき声を聞きたい、

そういったところで透明化を図りたいということで、利便性プラス、やはり子ども たちの声を聞きたいというところで校長に説明いたしました。校長のほうからは、 今度の校長会で提案したいとは言っているんです、私どもが言ったんじゃないんで すけども、これからは全生徒に引換券を配りたいという話もしています。既に小学 校では取り組んでいる小学校もあるんですけど、斑鳩町としてそういうことをしま せんかと、女子生徒に小学校4年生から中学校3年生まで配って自由に取りにきて くださいよという話を保護者会、それから三者面談、それから個別の教育相談を設 けてますので、その中で子どもたちに訴えかけていく。また女性教員、特に養護教 諭のほうから集会等の中で話かけていく、しかしながらトイレに置くという方法で はなくて、こういう方法をやっていくというのは、学校が言ってます。その関係性 ですけど、委員がおっしゃっていますように、やはり教育委員会のほうが前校長と 今の校長とやはり引継ぎがあったと思っていましたけど、それと養護教諭も新しく 来た先生で、どうしましょうか、素朴な質問の中で、いいんちゃうとうような軽い 流れでやったことなんですけども、それは利便性を求めての話です。教育委員会で は、話が長くなって申し訳ないんですけど、利便性プラスやはり子どもたちの声な き声を聞くというところの話をしたときに、校長が賛同されて先ほど申しましたよ うに、各生徒に均等に配っていきたいという案を今度校長会でも提案したいという ことに至った状況でして、教育委員会が決して何してんねんというような形で指導 したものではございません。

木澤委員

そうしたら教育長最初言ってましたけど、トイレに設置するのはだめだと言って ないということですね、確認しておきます。

教育長

だめだとは言ってません。ただ、私どもが求めているものと少し食い違うところがある、置くことプラスやはり先ほど言いましたように、声なき声を聞いていくという先生方のご苦労が必要なんですけども、そちらも重視したときに、こちらのやり方をやらせていただきたいというのが声でございます。

木澤委員

その方法でこれまでずっと来ましたけども、声は聞けているんですか。前回、濱 議員の一般質問に次長答弁してはりましたけど、47件と確か言ってはったと思う んですけど、取りに来た理由は貧困でというのはなかったというふうに答弁されて いまして、なんでそれがわかったのかなと思ったんですけど、その取りにきはった子らに、どういう理由ですかと確認しはったんですか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務

課長

一般質問でお答えさせていただいた47件については手渡しの形で行ってございますので、なぜ今日必要になったのかというような聞き取りはさせていただいた結果でございます。

木澤委員

町のやつとごっちゃになっているかもしれませんけど、窓口に来はった人に対してそういう声はかけないというふうに確かおっしゃっいてたと思うんです。かけることによって、よけい来づらくなってしまうので、だから黙ってお渡しするという方向だったと思うんですけど、学校のほうでは理由を聞いているんですか。

委員長

山本教育長。

教育長

以前にもお話させてもらったように、基本は声かけていません。声かけないで渡している。ただ、子どもの症状を見て、どうしたの、何かあったの、困っていることないは声かけることはあります。そうすることによって次の段階に進める。もうひとつこちら考えているのは、お子さんが取りに来られたけども、ひとつでいいのという話で、例えば5つほしかったら5つあげるよという思いを持ってますので、ですからその声に応えていきたい、その背景にあるものは何かは聞かないですけども、そこから感じ取ることができれば、違った手段で声掛けできるのかなと、教育相談に展開できるのかなというので、どうしたの、大丈夫という声かけの中で、今日ちょっと忘れてんとか、そういう声かけはありました。その中でそういう回答はなかったということです。

木澤委員

もちろん把握したいという思いはわかるんですけど、結局それがハードルになっていけないという、言いだしづらいということで、私、以前質問させていただいたと思いますし、濱議員の一般質問を聞いていても思いましたけども、男子生徒に対してはそういう手段はとれないわけですよね。ということは、利便性とプラスして

というふうに手法をしたいというふうにおっしゃいましたけども、利便性は利便性 として追及して、子どもたちの背景に何があるのかという聞き取りは聞き取りで分 けて考える必要があるのではないでしょうか。

教育長

そのことも考えました。しかしながら、濱議員から一般質問で話あったときに、 ある市の話もされました。少し私の把握しているのと違うのは、その市はしてな い、してなくて教育委員会は反対してしないということでしたんですが、数校の学 校がやったということで、市の方針がかえられて学校独自の方法にかえたと。こん はほんの数校です、ほとんどしてない、しかもそこの学校に聞きますと、ある一 部、ひとりの教師ですので、すべての教師に聞いているわけではないんですが、実 はそのことにすることによって子どもたちは自由に取ることができるようになりま したと、ただ、困っている子どもの声に耳を傾けようとしてもまったく入ることが できません。だから誰が困っているのか一切わからないということで、この方法を してしまうと、声なき声に耳を傾けるというのはできないことではないですけど も、かなり難しいですという話も聞いております。ですからこれを受けて私の方針 を固めたとか、そういうのではなくて、利便性と両方を求めたらいいのではないか というご質問に対しては、今は教育委員会としては、委員がお述べのように、子ど もたちの困っているという声を本当に聞けているのかというところについては、先 ほど申しましたように、すべての子どもたちに無料配布しながら、それと答えは違 うと思うんですけども、そのとりくみの中で教育的効果をあげていきたい、利便性 の中では教育的効果は上がらないといっているわけではないので誤解しないでいた だきたいんですけども、先ほど申しました不透明な部分は、これは死に直結する部 分ですので、そこの部分と、それからもうひとつは子どもたちは将来自立してまい ります。ですから、これも誤解されると困るんですけども、配布することによっ て、子どもたちは待つ、何かしてもらうことを待つ、そういった子どもに育つん じゃなくて、子どもたちのほうから、一歩前に出て、「ちょうだい、困ってま す」、そういったことができないお子さんもできるような環境をつくっていきたい という思いも持っております。崇高な考え方かもわからないですけども、今やって いることがそういうことにつながるのではないかということで、模索しながら取り 組んでおりますので、どうかご理解賜りたいと思います。

木澤委員

私、もともとこの方法については頭から否定はしていませんし、いろんなとりく みをやっていくべきだということで申しあげてきていたと思うんです。今、このや り方でやっていて、実際に声が聞けてないという結果があると思うんですよね。そ したら、さらにどうしたらいいのかという工夫をするべきでないか。ずっと同じ方 法でやっていって、例えば教育長、いじめの話もおっしゃいましたけど、アンケー トでその報告がなかったからいじめはないという認識を持つというのは過ちだと、 じゃあどうするんかということで、もっといろんな方法を探っていかないといけな いと思うんです。トイレに置くこともだめとは言ってないと。じゃあ1回置いてみ て、どういう減り方をするのかとか、いう動向を今以上に個別の背景は確かにつか めませんけど、学校全体とか、校舎でとかいう動きは若干でもわかるんじゃないか なと思うんです。なおかつどう声を聞いていくのかというのは、別できちっと考え ないと、一緒にすることによって、ずっと言っていますように言い出せないと言っ て、不利益を受ける子がおるということを解決しながら貧困の背景、貧困だけじゃ ないですけど、DVとかを探っていく方法を私は探るべきだというふうに思います ので、今まで教育長おっしゃったように、声なき声を聞きたいということでやって こられたけど、結果として出てきてないということをやっぱりよく見る必要がある と思うんです。それはいかがですか。

教育長

少し認識が違うんですが、学校教育を展開している中で、機会を逸するという言葉があるんです、逸しないとりくみ。だから子どもが困っている状況が目に見えなくてもあるのではないかという視点でしたときは、少しでも見えたところから関わっていく、これは私、危機管理の第一だと思っています。そういった中で、生徒と対応する中で、やはり置くことが、先ほど申しましたように、絶対にだめだとは思ってないんですけども、一旦置いてみてという話になると、置いてみてというところの解決策は利便性の話ですよね、本当に困っている子が自由にとれる、そこは理解しているところですけど、やはり先ほど言いましたように、声がないということは、言えないんじゃないかなというお答えですけども、逆に声がないということはないのかなという回答もあるわけです。これも誤解ないように、こちらのほうは声なき声はないと思っていません。委員と同じようにあると思っております。そこは学校の校長のほうにも強く申しているんですけれども、これを昨年からも校長会でも声を大にして言っているんですけど、とにかく学校でこれを推進することは先

生方の負担になります。トイレに置いたら終わりという話なんです。トイレに置いてしまうとすべてのお子さんが自由に取れるから、声なき声、そのことによって生じる課題、背面に隠れている課題に先生方はとりくむんですけど、やはりそうすることによって見えないということもでてきますので、今、教育委員会としては、委員お述べのように、トイレに置くということは決して反対はするわけではないです、効果的なひとつの方法だと思います。教育委員会がやろうとしていることもひとつの方法だと思いますんで、委員がおっしゃっているように、声なき声をどのように聞くのかというところはすごくハードル高いです、100%ここで声を聞きますとは言えないです。しかしその努力は最大限してまいりたいと思います。ですからトイレに置くというのは、最終的な方法だと認識していますので、まだ、そこまで汗かききってないのではないかと、こちらとしては思ってますので、ですから単にトイレに置く、置かないではなくて、子どもたちの声聞くのは簡単なことではないんですけども、きっちりしてまいりたいと思ってますんで、ご理解ください。

木澤委員

結局平行線かなと。教育長の考えてはることはよくわかります。ただ、それでいいとは思いません。トイレに置くことで先生方の負担になるとおっしゃいましたけど、これは発生してくるのは実務的なことじゃなくてっていう意味ですか。

教育長

トイレに置くことが負担になるんじゃなくて、トイレに置くことによって負担はなくなる。今現在のほうが負担だと思います。先生方がこの斑鳩町のこの発想は先生方の中から生まれたことです、トイレに置きたくないと。斑鳩中学校で、この4月に職員会議をされたらしいです。校長は一言もいわないんですけど、先生方のほうからトイレに置かないと、職員室の中での先生方の会議の結果そうなって、校長が最後にそれを承認したという話もございますので、先生方のほうから出た話ですので、こちらとしては尊重していきたいという思いと、教育委員会の思いが合致しましたので、委員が先ほどから何回もおっしゃっている、届けられない子どもにも最大の配慮をしていくように努めますので、ご理解ください。

木澤委員

さっきも言いましたけど平行線なので今日のところは終わっておきます。また改めてやらせていただきます。

委員長

伴議長。

議長

今の、今回の事案っていいますか、報告のあった南中学の件ですけど、私、今の議論というのは方法の差異といいますか、目的は同じです、ただ、目的は同じです。一緒やけどルートが違うと感じます。これはいろいろあると思いますけど、私申しあげたいのは、これ組織の問題です。これはあかん、はっきり言って。方針がいきわたってないのか、ひとつの組織として、決定された方はそこそこの、そこを統括されている方、これは正直言って小さなことと違います。はっきり言ってすごく大勢の生徒であったり児童に影響することです。まして、小学校と中学校と兄弟で両方いてる、そういうケースもあるでしょう、いろんな形で、斑鳩町全体の問題になってしまいます。それのいろんなことに対するコミュニケーションといいますか、学校間、そして教育委員会、そのあたりについて場合によったら今回の件以外には極端なことを言えば子どもたちのいろんな危険になる、そういうこともあるように思う。再発防止が求められると思うんですが、そのあたりどうですか。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務 課長

この件につきましても、昨年度、複数回にわたる校園長会で議論を展開してきておったにもかかわらず、こういう状況に、結果として起こっております。このことにつきましては、再度、校園長会の在り方としても見直すべきところであるというふうに考えてございますので、内容について学校でどのように展開していくのかという部分、このあたりの展開の方法についても教育委員会、校長それぞれ認識を改めていく必要があるかなというふうに考えてございますので、この考え方を整理することで再発防止につなげていくというものとなるのではと今は申しあげるところでございますので、ご理解賜りますようにお願いいたします。

議長

私が申しあげたいのは、気を付けてほしいと私は思うことなんです。やはり学校 それぞれの特色は必要です。また、斑鳩町教育委員会としての一貫性というのも必 要です、この種類の違いですね、これはそれぞれ自由に、学校ごとで、斑鳩の文化 に触れることやってくれてはります、ええことでんが、お茶や太鼓や、これはいい ことです。それとまたこれとは違います。そこの仕分けのところだけをちゃんとし てほしいと、これだけお願いしておきます、以上です。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

ちょっと心配している部分がありまして、確認させていただきたいんですけど、 安倍元総理が亡くなられて、国葬すると国が言っていますけど、全国の自治体を見ますと、教育委員会が学校に対して弔意を示す半旗の掲揚をとかいうことを指示している例が見られまして、斑鳩町ではないと思うんですけども、それを実際に予定されていたりとか、してないか確認をさせていただきたいと思います。

委員長

松岡教委総務課長。

教委総務 課長

現在の状況で国のほうから、そういった指示も出ているという状況でもございませんので、予定をしてございません。

委員長

ほかにございませんか。

(なし)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしく お取りはからいをお願いいたします。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたい と思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時04分 閉会)